

有 料 職 業 紹 介 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1, 0 0 0 円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %を上限</u> とします。 《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %を上限</u> とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	【成功報酬】 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %を上限</u> とします。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【成功報酬】 《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %を上限</u> とします。 《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職

	後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>50%を上限</u>とします。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>50%を上限</u>とします。 《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>50%を上限</u>とします。 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度に関する事項】

求職者が一定の条件の下で早期退職に至った場合、入社日からの期間に応じて、紹介手数料の返金を行う返戻金制度を設ける場合があります。適用条件等の詳細は別途求人者と取り交わす契約書・覚書にて定めるものとします。

人 財 派 遣 K O S E I
坂 口 眞 一